

【質問】		【回答】
1	改正概要について	
1-1	今回の届出制度の主な変更内容について教えてください。	<p>今回の届出制度の主な変更内容は下記のとおりです。概要は経済産業省のHPでご確認ください。</p> <p>(1) 一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の届出様式が変わります。</p> <p>(2) 新規化学物質として取り扱わない塩等について、届出方法が変わります。</p> <p>(3) 一部の一般化学物質と優先評価化学物質については、構造・成分について参考となる事項を記載した書類を添付することになります。</p> <p>(4) 用途番号が変更になります。</p> <p>一般化学物質等製造数量等届出： http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/existing19info.html</p>
1-2	今回の改正はいつから始まりますか。	2019年(平成31年)4月からの届出から始まります。届出期間は例年どおり4月1日から7月31日(書面の場合は6月30日必着)となります。
1-3	届出様式が変更された理由を教えてください。	一般化学物質等の届出制度で届出された情報に基づき、段階的にスクリーニング評価(簡易なリスク評価)、リスク評価を実施しています。正しく化学物質を同一し、適切に評価を進めるために、届出を化合物ごとに1区分とすることを原則とする改正を行います。
1-4	天然物を原料とすること等によりアルキル基、アルケニル基等の炭素鎖の種類が異なるものが存在する場合、化合物毎に届出しなければいけないのでしょうか。	天然物に化学反応を起こして得られた反応生成物のように、内容が不詳なもの又は分離できないものについては、化学反応により生成した化学物質の混合物又は反応生成物を1区分として届出をしてください。ただし、官報整理番号の異なる化学物質が含まれる場合は、分離等が困難な場合でも、按分して官報整理番号毎の届出をしてください。その場合、名称は〇〇反応生成物(××分)、〇〇反応生成物(△△分)として、按分したことがわかるような名称としてください。
1-5	複数の置換基があり、その位置若しくは数又はそれらの両方が異なるものが混在するとみられるもの場合、化合物毎に届出しなければいけないのでしょうか。	複数の置換基があり、その位置若しくは数又はそれらの両方が異なるものが混在するとみられるもの場合、内容が不詳なもの又は分離できないものについては、混在する化学物質の混合物を1区分として届出をしてください。ただし、官報整理番号の異なる化学物質の混合物である場合は、分離等が困難な場合でも、按分して官報整理番号毎の届出をしてください。
1-6	官報整理番号を複数記載できますが、混合物を1件の届出としてよいのでしょうか。	従前どおり、混合物を構成する化合物毎に1件の届出としてください。1つの化合物の届出書には、その化合物に該当する官報整理番号のみ記載してください。混合されている化合物がすべて同じ官報整理番号である場合や、混合物としてのCAS登録番号(CAS RN)がある場合も化合物毎の届出となります。なお、内容が不詳なもの又は分離できないものについては、1-4及び1-5を参照してください。
1-7	ある化合物を包含する官報整理番号が複数ある場合、該当する官報整理番号を全て記載する必要がありますのでしょうか。	ある化合物を包含する官報整理番号が複数ある場合は、1つ選択して記載してください。
1-8	同じ官報整理番号に該当する複数の異なる化合物を取り扱っている場合、化合物毎に数量を集計し、複数の届出書を作成する必要がありますか。また、一般化学物質を官報整理番号毎に集計すると1tを超えますが、化合物毎に集計すると全て1t未満となる場合、届出は必要でしょうか。	一般化学物質及び優先評価化学物質については、原則、化合物毎に届出してください。同じ官報整理番号であっても異なる化合物の場合は、化合物毎に数量を集計し複数の届出書を作成する必要があります。また、集計して1t未満となる場合、その化合物について届出する必要はありません。監視化学物質及び第二種特定化学物質については、従前どおり、原則、物質管理番号毎の届出となりますが、同じ物質管理番号に対応する複数の異なるCAS登録番号(CAS RN)に該当する化合物を取り扱っている場合には、CAS登録番号(CAS RN)毎に届出することも可能です。
2	届出様式への具体的な記載方法について	
2-1	「物質名称」欄には何を記載すればよいのでしょうか。	製造・輸入した化学物質の構造がわかる名称(IUPAC名称、CAS登録名称等)を記載してください。
2-2	「物質名称」は英語でもよいのでしょうか。	原則日本語でお願いします。CAS登録番号(CAS RN)に該当する正式なCAS登録名称のみ英語でも結構です。
2-3	「CAS登録番号(CAS RN)」がわからない場合はどうしたらよいのでしょうか。	CAS登録番号(CAS RN)を把握されていない場合は、記載不要です。
2-4	法人番号がない個人の場合、「法人番号」欄には何も記載しなくてもよいのでしょうか。	法人番号がない個人の場合、空欄としてください。届出書作成支援ソフトを利用される場合は、経済産業省化学物質安全室までお問い合わせください。法人番号の代わりとなる番号を付与します。
2-5	【一般化学物質】製造・輸入した化学物質の名称が、一般化学物質の官報公示名称と一致する場合、様式11の【④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号】と【⑤製造・輸入した一般化学物質に対する官報公示名称と官報整理番号】に同一の名称を記載すればよいのでしょうか。	製造・輸入した化学物質が一般化学物質の官報公示名称と一致する場合でも、【④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号】と【⑤製造・輸入した一般化学物質に対する官報公示名称と官報整理番号】に同一の名称を記載してください。
2-6	【優先評価化学物質】製造・輸入した化学物質の名称が、優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合、様式12の【④優先評価化学物質の官報公示名称と番号】と【⑤製造・輸入した化学物質の名称と番号】に同一の名称を記載すればよいのでしょうか。	製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致の場合は、【⑤製造・輸入した化学物質の名称と番号】は記載不要です。
2-7	【一般化学物質】届出する物質が、優先評価化学物質の指定を取り消され、現在は一般化学物質となった物質(以下、優先取消し物質)であるかどうかわからない場合、また、優先評価化学物質であったときの物質管理番号がわからない場合、どうしたらよいのでしょうか。	優先取消し物質であるかどうかは、届出書作成支援ソフトを使用すれば、CAS登録番号(CAS RN)の入力により自動的に表示されます。もしくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のJ-CHECK(化審法データベース： http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja)にて検索してください。「(取消)優先評価化学物質」と記載のあるものが、優先取消し物質です。検索結果の番号をクリックすると、さらに詳細画面につながります。物質管理番号については、詳細画面の化審法に関する情報をご確認ください。
2-8	【一般化学物質】今後の製造・輸入数量等の届出は実数でも可能になるとのことですが、例えば15.6tの場合は具体的にどのように記載すればよいのでしょうか。	製造数量、輸入数量、製造・輸入合計数量、出荷数量、出荷数量合計は、従前通り有効数字1桁のほか、実数のままでもよいことになりました。小数点以下を四捨五入の上、実数で記入してください。15.6tの場合は、16tとなります(従前通りの場合は20t)。
2-9	化合物を1t以上製造・輸入していますが、「製造数量」と「輸入数量」はそれぞれ1t未満(監視化学物質は1kg)になる場合、どのように記載すればよいのでしょうか。	「製造・輸入合計数量」には、実際に製造・輸入された数量の合計を記載してください。「製造数量」と「輸入数量」は1t未満(監視化学物質は1kg)になる場合、記載不要です。

2-10	ある用途の「出荷数量」が1t未満(監視化学物質は1kg)になる場合、「出荷数量」及び「出荷に係る用途番号」はどのように記載すればよいのでしょうか。	ある用途について、「出荷数量」が1t未満(監視化学物質は1kg)になる場合、「出荷数量」と「出荷に係る用途番号」は記載不要です。ただし、「出荷数量合計」には、実際に出荷された数量を記載してください。用途別の「出荷数量」の合計ではありません。
2-11	用途番号の記載欄が3桁になっています。用途番号にも変更があるのでしょうか。	用途番号は2桁から3桁に変更になりました。用途分類についても見直しを行っておりますので、内容を修正した用途番号一覧、化審法に用いる用途分類表等をご確認ください。 内容を修正した用途番号一覧： (化審法における製造数量等の届出様式の改正について p7) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/19info/18exis01.pdf 化審法に用いる用途分類表(一般化学物質用)： http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ippanyoto_2019fy.pdf 化審法に用いる用途分類表： http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/yusenyo_2019fy.pdf
3 運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない塩等の届出について		
3-1	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」はどのように届出すればよいのでしょうか。	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない塩等について、今後は混合物として取り扱わず、一つの化合物として取り扱うこととなりました。一般化学物質と優先評価化学物質については、塩等毎に1件の届出とする方法に統一します。物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等は塩等の単位で記載してください。新しい届出様式では、官報公示名称、官報整理番号の記載欄を複数設けました。酸、塩基等各々に該当する官報公示名称、官報整理番号を記載してください。 有機化合物の付加塩(金属塩は除く)、オニウム塩以外にも新規化学物質とはみなさない分子間化合物、包接化合物、水和物、複塩、無機高分子化合物、混合金属塩、ブロック重合体、グラフト重合体も同様の扱いとなります。
3-2	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」の名称はどのように記載すればよいのでしょうか。	塩等の構造がわかる名称を記載してください。塩の場合は、酸と塩基の名称を用いて、[酸の名称]と[塩基の名称]の塩といった記載でも結構です。
3-3	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を1t以上製造・輸入している場合、酸と塩基に按分すると一方の数量が1t未満になります。この場合、1t未満になる方は届出しなくてもよいのでしょうか。	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない塩等について、今後は混合物として取り扱わず、一つの化合物として取り扱うこととなりました。塩等として1t以上製造・輸入している場合は、届出が必要です。
3-4	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質」と「一般化学物質」の場合はどのように届出すればよいのでしょうか。	優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください。[4]優先評価化学物質の官報公示名称と番号には、「優先評価化学物質」の情報を記載し、[5]製造・輸入した化学物質の名称と番号には、塩等の単位で物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称2]に「一般化学物質」の情報を記載してください。
3-5	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質1」と「優先評価化学物質2」の場合はどのように届出すればよいのでしょうか。	優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください。[4]優先評価化学物質の官報公示名称と番号には、どちらか一方の優先評価化学物質の[官報公示名称]、[物質管理番号]、[官報整理番号]を記載してください。[5]製造・輸入した化学物質の物質の名称と番号には、塩等の単位で物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称2]及び[官報整理番号2]に、もう一方の優先評価化学物質の情報を記載してください。
3-6	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質」と「優先評価化学物質の指定を取り消され、現在は一般化学物質となった物質(以下、優先取消し物質)」の場合はどのように届出すればよいのでしょうか。	塩等を構成する成分が「優先評価化学物質」と「一般化学物質」の場合と同様です。優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください。[4]優先評価化学物質の官報公示名称と番号には、「優先評価化学物質」の情報を記載し、[5]製造・輸入した化学物質の物質の名称と番号には、塩等の単位で物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称2]及び[官報整理番号2]に「一般化学物質(優先取消し物質)」の情報を記載してください。 なお、「優先評価化学物質」と「優先取消し物質」の塩等の場合は、「優先取消し物質」について、優先評価化学物質であったときの物質管理番号の記載は不要です。
3-7	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分が、「一般化学物質」と「優先取消し物質」の場合はどのように届出すればよいのでしょうか。	一般化学物質としての届出となりますので、様式第11にて1件の届出としてください。[4]製造・輸入した一般化学物質の名称と番号には、塩等の名称とCAS登録番号(CAS RN)を記載してください。[5]製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号には、[官報公示名称1]に「一般化学物質」の情報、[官報公示名称2]に「一般化学物質(優先取消し物質)」の情報を記載してください。[6]製造・輸入した一般化学物質が「優先評価化学物質であったときの物質管理番号」に、[官報公示名称2]に記載した一般化学物質(優先取消し物質)が優先評価化学物質であったときの物質管理番号を記載してください。
3-8	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分が「一般化学物質」と「未公示新規化学物質」の場合はどのように届出すればよいのでしょうか。*未公示新規化学物質：第3条第1項に基づく届出に係る判定通知を受けている公示前の新規化学物質	一般化学物質としての届出となりますので、様式第11にて1件の届出としてください。[4]製造・輸入した一般化学物質の名称と番号には、塩等の名称とCAS登録番号(CAS RN)を記載してください。[5]製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号には、[官報公示名称1]に「一般化学物質」の情報、[官報公示名称2]に「未公示新規化学物質」の名称を記載してください。未公示新規化学物質の名称は、判定通知書に記載されている物質名称と同じ名称を記載してください。[官報整理番号2]には、右詰めで7桁の処理番号(新規化学物質の審査の際に付与された番号です。審査シート等に記載があります。)を記載してください。
3-9	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分が「優先評価化学物質」と「未公示新規化学物質」の場合はどのように届出すればよいのでしょうか。*未公示新規化学物質：第3条第1項に基づく届出に係る判定通知を受けている公示前の新規化学物質	優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください。[4]優先評価化学物質の官報公示名称と番号には、「優先評価化学物質」の情報を記載し、[5]製造・輸入した化学物質の物質の名称と番号には、塩等の単位で物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称2]に「未公示新規化学物質」の名称を記載してください。未公示新規化学物質の名称は、判定通知書に記載されている物質名称と同じ名称を記載してください。[官報整理番号2]には、右詰めで7桁の処理番号(新規化学物質の審査の際に付与された番号です。審査シート等に記載があります。)を記載してください。
3-10	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」を構成する成分に「届出不要物質」が含まれる場合、「届出不要物質」の情報について記載する必要がありますか。	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「塩等」について、今後は混合物として取り扱わず、一つの化合物として取り扱うこととなりました。「届出不要物質」についても、塩等を構成する成分としての記載が必要となります。官報公示名称及び官報整理番号を記載してください。なお、塩等を構成している成分がいずれも届出不要物質の場合は、届出は不要です。

3-11	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「ブロック重合体」において、ブロック重合体を構成する単位重合体及び連結様式が同じであれば、連結の大きさが異なるものについて同一の化合物として届出してください。	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「ブロック重合体」において、ブロック重合体を構成する単位重合体及び連結様式が同じであれば、単位重合体の連結の大きさが異なるものについても同一の化合物として届出してください。 * 単位重合体は、運用通知に基づき、単位重合体を構成する繰り返し単位(モノマー)及び重合様式が同じであれば、重合手法、結晶化度、立体規則性又は重合度(重合度を含む。)の大小により原則区別せず、同一の単位重合体とみなします。
3-12	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「ブロック重合体」において、官報整理番号が複数にまたがる場合、届出書にどのように記載したらよいでしょうか。	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わないブロック重合体において、ブロック重合体を構成する単位重合体の官報整理番号を記載してください(4つ以上から構成される場合は、重量の大きい順に3つ選んで記載してください。)
3-13	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない「ブロック重合体」の名称はどのように記載すればよいでしょうか。	ブロック重合体の構造がわかる名称を記載してください。届出書に記載する単位重合体の官報公示名称を用いて、「[単位重合体A]と[単位重合体B]のブロック重合体」といった記載でも結構です。
4 構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物や固溶体の届出について		
4-1	構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物や固溶体についても、塩等のように1件の届出とするのでしょうか。	構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物及び固溶体は、従来どおり混合物として扱います。届出書は、構成成分毎に作成し届出してください。物質名称は、複合酸化物の名称(構成成分)としてください。例)五酸化二鉄マンガン亜鉛(酸化亜鉛)
4-2	構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物又は固溶体が届出不要物質を含む場合、どのように届出すればよいのでしょうか。	構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物及び固溶体は、従来どおり混合物として、構成成分毎に届出書を作成し届出してください。届出不要物質については、届出の必要はありません。
4-3	3つの構成成分からなり、それらの構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物を1t以上製造・輸入しますが、成分毎に按分すると、1成分だけ1t未満になります。この場合、1t未満の成分については届出しなくてもよいのでしょうか。	3つの構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物は、3つの化合物の混合物として扱います。製造・輸入合計数量が1t未満の成分については届出不要です。
5 構造・組成に関する詳細情報を記載した書類について		
5-1	届出書に、構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の添付が必要となる一般化学物質等とはどのような化学物質でしょうか。	届出書に記載された情報のみでは、同定が難しい化学物質で、官報整理番号や管理番号(優先評価化学物質通し番号)等の単位で指定します。より適切な化学物質の評価・管理を行うために、届出対象物質の構造・組成に関する詳細情報を記載した書類を提出いただくこととなりました。
5-2	構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の提出対象となる物質はどこで確認できるのでしょうか。また、公表される時期はいつ頃になりますか。	経済産業省のHPをご確認ください。対象物質については、添付が必要となる届出を行う年度の前の年度のうちに、決定次第公表します。また、翌年度の対象となる物質を届出された事業者には、可能な範囲でご連絡させていただく予定です。 一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関する 構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzu_ou_osei_tempusyorui.html
5-3	構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の提出対象となる物質は毎年同じでしょうか。	対象となる物質は毎年異なります。翌年度の対象となる物質を前年度に届出された事業者には、可能な範囲でご連絡させていただく予定です。
5-4	構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の提出は義務ですか。また不適切な情報を記載した際は罰則があるのでしょうか。	本書類は届出様式の一部ですので、提出は義務となっています。また、虚偽等の記載があれば罰則の対象となり得ます。
5-5	構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の様式はあるのでしょうか。	対象となる物質毎に異なる様式があります。該当する様式をご使用ください。 一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関する 構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzu_ou_osei_tempusyorui.html
5-6	構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の提出はどのようにすればよいでしょうか。	HPにある様式(エクセルファイル)に必要な事項を記入してください。 電子申請による届出及び光ディスクによる届出は、届出書作成支援ソフト(ver.03)を用いて届出書を作成します。届出書作成支援ソフト(ver.03)には、別途作成された資料を添付する機能がありますので、作成されたエクセルファイルをそのまま添付してください。 書面による届出の場合は、エクセルファイルをプリントアウトし届出書と一緒に提出してください。
5-7	反応由来の副生成物が、10%未満含まれる一般化学物質(または、1%未満含まれる優先評価化学物質)であって、副生成物が、構造・組成に関する詳細情報の提出対象である場合、構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の提出は必要でしょうか。	一般化学物質の場合は、副生成物が10%未満であれば、届出の対象ではないため、本書類の提出も必要ありません。優先評価化学物質の場合は、副生成物が1%未満であれば、届出の対象ではないため、本書類の提出も必要ありません。
5-8	届出書にCAS登録番号を記載した場合も、構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の提出は必要でしょうか。	CAS登録番号のみでは化学物質を同定することができないものを提出対象としておりますので、届出書にCAS登録番号を記載しても、対象物質である場合は、本書類の提出は必要です。
6 届出者等整理コード、電子申請用コード(届出者等コード・届出者等確認コード)について		
6-1	初めて届出を行う予定です。届出の事前手続きとして必要なものはありますか。	届出書作成支援ソフトのインストールが必要です。また、電子申請をする場合には、電子申請の事前手続きとして必要な手続きがあります。 経済産業省のHPをご確認ください。 一般化学物質等製造数量等届出: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/existing19info.html

6-2	初めて電子申請による届出を行う予定です。電子申請の事前手続きとして必要なものはありますか。	<p>電子申請は、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用します。そのため、クライアントモジュールをインストールする必要があります。詳しい手続きについては、別途「e-Gov電子申請システムの利用マニュアル」をご参照ください。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/e-gov_manual.pdf</p> <p>また、様式18「電子情報処理組織使用届」を届出し、電子申請用の「届出者等コード（7桁）」を事前に取得する必要があります。少量新規化学物質の申出に用いる電子申請用の「申出者コード（5桁）」とは異なりますのでご注意ください。 様式18「電子情報処理組織使用届」： http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/denshitodokedeyoshiki-dai18.doc</p>
6-3	初めて電子申請による届出を行う予定です。電子申請による少量新規化学物質の申出の際に使用したID／パスワードを利用できるのでしょうか。	申し訳ありませんが、少量新規化学物質の申出の際に使用したID／パスワードは利用できません。一般化学物質等の届出に用いるID／パスワードを新たに取得してください。
7 届出書作成支援ソフトについて		
7-1	届出書作成支援ソフトや操作マニュアルはどこで入手できるのでしょうか。	<p>経済産業省のHPで公表しています。 1-2. 届出書作成支援ソフト https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html</p>
8 その他届出に関する変更事項等		
8-1	一般化学物質Aを製造する際に副生成物として一般化学物質Bが生成します。この一般化学物質Bを燃料として自社で全て使用する場合、届出は必要でしょうか。	一般化学物質Bを「燃料」として自社で全量消費する場合、届出の必要はありません。ただし、他社に売却する場合には、一般化学物質Bの製造となりますので従前通り届出の対象となります。